

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書

治安維持法は、ロシア革命後の大正14年、国体の変革や私有財産制を否定する共産主義運動の取り締まりを目的として制定されました。その後、拡大解釈や改正によって、国民主権を唱え、平和を求めて戦争に反対する組織や人も取り締まりの対象となり、濫用されました。日本がポツダム宣言を受諾して終戦を迎えた後の昭和20年11月に、言論の自由を抑圧した悪法として廃止されるまで、多くの人々が検挙され、拷問や虐待で命を落とした人も多数存在します。

大日本帝国憲法下では国の賠償責任を定めた法律がなかったことから、戦時中の国家権力の不法行為による個人の損害に関して、国は賠償責任を負わないとすることは「国家無答責の法理」と言われます。しかし、終戦から70年という節目の年を迎えようとしている中、人道的観点から、平和を求めたことにより弾圧を受けた犠牲者への謝罪と賠償は行われるべきであります。また、現在生存する犠牲者は僅かとなっており、この方々の存命中に一日も早く実現することは、言論の自由を尊重し、恒久の平和を誓う証となります。

よって、国及び政府関係機関においては、犠牲者へ謝罪し賠償を行う「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年12月18日

岩手県北上市議会

「農業改革」の見直しを求める意見書

政府が「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」と位置付けた「農業改革」は、「農業委員会の公選制廃止」、「農協改革」などを含んでおり、農業関係者に大きな衝撃を与えています。これによって、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼす可能性があります。

農業委員会の公選制廃止は、地域農業振興の建議機能及び農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場の減少につながります。そして、農業生産法人の要件緩和は、企業参入の加速化が想定され、法人の意思決定権者が地域内に存在しない事態や、今後の集落内の農地の利用や調整に懸念が生じます。

また、農協中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、地域の農業や経済を支え、インフラを提供している農協の役割を軽視するもので、地域経済や労働者の雇用に大きな影響を与える恐れがあります。

今日食料危機が心配されるなか、農業者を支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、及び協同組合の発展によって、様々な担い手による協働を進めることが農業の成長産業化につながると考えます。

以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

- 1 「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」の見直しを求めること。
- 2 農業改革にあたっては、農業者や農業団体、地域住民等の意見や実情を踏まえた内容とし、支援する諸制度を充実させ、農業委員会及び農協の役割を軽視せず、生産の振興と食料自給率の向上に資するものとする。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成26年12月18日

岩手県北上市議会

米価下落等に関する意見書

平成26年産水稻の全国における作況指数は「101」の平年並みであり、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で、国は過剰米対策を行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）のみで対応する方針を示していることから価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きくなっています。こうした状況は、当市における農業・稲作農家の所得減少や資金繰りの悪化が懸念されるだけでなく、国で示している「新たな農業・農村政策」の遂行にも影響を及ぼすものと考えられます。そのため、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。

また、平成27年産米以降についても、主食用米の需要の減少や政府備蓄米枠の減少等を踏まえると、需給緩和がさらに拡大されることが懸念されており、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるように、長期的な視点に立った総合的な政策と支援が望まれます。

以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

記

1 米の直接支払交付金の拡充及び継続的な支援

米の直接支払交付金については、平成22年産米から25年産米まで水田10アール当たり1万5,000円が支給されていたが、平成26年度産米からは7,500円に半減し、平成30年産米以降は廃止とすることとなっている。しかし、米価の下落傾向は今後も続くことが予想されることから、米の直接支払交付金は、10アール当たり単価1万5,000円の支給を継続すること。

2 米過剰在庫緊急対策の実施

平成27年6月末民間在庫は、過去10年で最大水準の需給緩和状況が継続すると想定され、調整を行ってきた米穀機構の保有財源が枯渇している状況において、国による平成26年産米に対する緊急隔離対策を講じること。

3 平成26年産米ナラシ対策への十分な対応

8月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生増や登熟不足が確認されており、こうした異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

4 特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用

- (1) ナラシ対策については、最大でも標準収入額の2割までしか補填対象とならないことから、今後の米価動向等をふまえつつ、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。
- (2) 平成27年に向けては、標準的収入額の大幅な減少が想定されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。

5 飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援の確保

- (1) JAグループは、平成27年産米において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしており、この取り組みを後押しするよう水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。
- (2) 生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるように、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを国として強く示していくこと。

6 将来展望の描ける総合的な水田農業政策の確立

- (1) 平成30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定に向けて果たすべき国や関係者の役割など、米政策見直しの十分な検証を行うこと。
- (2) 米の需給拡大に向けて、国を挙げて、主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。
- (3) ナラシ対策や政府が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補填基準を設定する仕組みでは継続的な米価下落には耐えられないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を講じること。
- (4) 担い手の所得等に着目した万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など適切な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成26年12月18日

岩手県北上市議会